

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月1日

横浜市契約事務受任者
みどり環境局長 田口 香苗

1 契約の概要

番匠谷特別緑地保全地区・（仮称）恩田市民の森緊急対応業務委託

2 履行（納品）場所

青葉区恩田町字番匠谷1686-1、青葉区恩田町1790-1

3 契約日

令和8年4月20日

4 履行日又は履行期間

令和8年4月20日から令和8年9月30日まで

5 契約金額

7,000,000円（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：株式会社倉本造園 代表取締役 倉本 澄夫

所在地：横浜市青葉区美しが丘4-17-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年度に番匠谷特別緑地保全地区において道路からの雨水が流入し、法面洗堀、路面崩壊する事象が発生、令和7年度末に青葉土木と対策協議が終了しました。恩田市民の森ではナラ枯れによる枯木が多く見られ、一部は道路に倒れる危険性をはらんでいました。これらの法面や樹木の危険性を早期に除去するため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和8年度「横浜市内公園緑地等にかかる災害時の応急措置等の協力に関する協定」に基づく応急出動組織表の青葉班の班長であるとともに、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できるため選定しました。

9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課